

社会・経済インフラ整備計画、農業開発に係る
環境配慮ガイドライン改定に
係るプロジェクト研究

報告書(案)

(第4章のみ抜粋)

2000年3月

国際協力事業団

社会開発調査部

目 次

環境配慮に係る用語の解説

はじめに

第1章	現行ガイドラインの現状と課題	3
1	現行ガイドラインの目的と活用状況	3
2	現行ガイドライン改定の必要性	3
第2章	過去の JICA 開発調査の事例分析	6
1	過去の JICA 開発調査の事例	6
2	環境配慮の問題点と分析	9
事例分析(1)	「ヴェトナム国国道18号改修計画調査」	11
事例分析(2)	「ヴェトナム国カイラン港拡張計画調査」	13
事例分析(3)	「カンボディア国シハヌークヴィル港整備計画調査」	15
事例分析(4)	「タイ国都市間有料高速道路建設計画調査」	17
事例分析(5)	「ジンバブエ国ムニャティ川下流域農業開発計画調査」	19
事例分析(6)	「中華人民共和国遼寧省遼河三角州農業資源総合開発計画調査」	22
事例分析(7)	「タイ国コク・イン・ナン導水計画調査」	25
事例分析(8)	「スリ・ランカ民主社会主義共和国ワラウェ農業開発計画調査」	27
第3章	他の国際援助機関(マルチラテラル、バイラテラル)における環境配慮の現状	29
1	世界銀行	29
2	米州開発銀行(IDB)	34
3	アジア開発銀行(ADB)	38
4	米国国際援助庁(USAID)	42
5	現状調査の主な結果	46
第4章	環境配慮強化のための提言	47
1	ガイドライン見直しの基本方針	47
2	環境配慮概説部分の改定案	52
3	その他の具体的方策の提言	64
参考資料		65
1	開発途上国の環境アセスメント制度の状況	65
2	国際条約と環境宣言	91
3	主な国際条約への加盟状況	98
4	国際機関及びその他の援助機関が実施するスクリーニング、スコーピングの概要	111

第4章 環境配慮強化のための提言

1 ガイドライン見直しの基本方針

環境配慮ガイドラインの見直しは、過去の JICA の開発調査の事例分析及び他の国際融資機関や援助機関における環境配慮の現況調査の結果を踏まえ、検討委員会としては、以下を見直しの基本方針とする。

- (1) 環境配慮の基本方針を明確にする。(見直しの基本方針1)
- (2) 開発調査に係る情報公開を強化する。(見直しの基本方針2)
- (3) 先方政府との協議を踏まえ、環境アセスメントに係る情報を影響を受ける住民等に公開する。(見直しの基本方針3)
- (4) 住民移転が必要な場合、十分な検討を行うよう先方実施機関に働きかける。(見直しの基本方針4)
- (5) IEE/EIA 支援報告書の記載内容について国際融資機関等との整合性を図る。(見直しの基本方針5)
- (6) 開発調査案件検討段階を含め、ガイドラインを遵守する体制を整備する。(見直しの基本方針6)
- (7) スコーピング内容が適切なものとなるようにする。(見直しの基本方針7)
- (8) ミティゲーションに係る事項を明確にするとともに、その内容が適切なものとなるようにする。(見直しの基本方針8)
- (9) 対象調査案件の事業と地域の特性に応じて環境配慮団員の配置を強化するとともに、環境配慮に係る現地の人材の活用を現地再委託などにより促進する。(見直しの基本方針9)
- (10) NGO をも含めた住民参加 (Public Participation) を促進する。(見直しの基本方針10)
- (11) 環境配慮の教訓を新たな案件に反映させる。(見直しの基本方針11)

ガイドライン見直しの方針の目的、具体的改定内容、検討すべき点は次の表の通り。

見直しの基本方針	ねらい	ガイドライン改定の具体的内容	検討すべき点
1. 環境配慮の基本方針を明確にする。	- 環境配慮を強化する。 - JICA の環境配慮の取組姿勢を発信する。 - 開発途上国の環境配慮の実施能力を強化する。	- ガイドラインの最初に基本方針を述べる章を設ける。 - 基本方針では以下の2点を明確にする。 a. 環境アセスメントに係る基本的な考え方（事業実施主体が行う環境アセスメントに対して JICA 本格調査団は支援を実施、住民参加、ミティゲーションの検討等）。 b. 計画段階のアセスメント支援を適切に実施する。その際には、戦略的環境アセスメント (SEA) に係る動向に考慮する。	- 現在策定中の「我が国の環境分野における協力の基本戦略に係る提言」との整合性を取る必要がある。 - 我が国における環境影響評価法その他関連規定等における考え方を踏まえる必要がある。
2. 環境配慮に係る情報公開を強化する。	事業の透明性を高める。	- JICA における環境配慮の基本方針についてインターネットを利用して積極的に情報公開を進める。 - IEE/EIA 支援レポート要約編を作成し、読みに手に議論の本質が容易に把握できるようにする。	- JICA 全体の情報公開方針との整合性を取る必要がある。 - JICA における組織体制の整備が必要となる。
3. 先方政府との協議を踏まえ、環境アセスメントに係る情報について影響を受ける住民等に公開する。	- 環境アセスメントの適切な実施を確保する。 - 影響を受ける住民等が意見を表明するために十分な情報提供し、住民参加を実質的なものにする。	相手国政府の責任で実施する環境アセスメントの各段階で、影響を受ける住民 (NGO を含む) に対して彼らが意見を表明するために十分な情報が提供されることを確保する。	相手国政府による環境アセスメントに関する十分な理解と協力が必要である。

見直しの基本方針	ねらい	ガイドライン改定の具体的内容	検討すべき点
4. 住民移転が必須な場合、十分な配慮を行うよう先方実施機関に働きかける。	移転住民とのあつれきを未然に防止し、長期的なコストを軽減する。	住民移転が生ずる案件については特に慎重な対応を行う。	調査全体の期間が長期化し、また、調査費用も増大する。ただし、カテゴリー分けである程度軽減されうる。
5. IEE/EIA 支援報告書が満たすべき原則を定める。	国際的融資機関のガイドラインとの整合性をはかり、国際的融資機関による案件採択を容易にする。	- プロジェクトの代替案の検討において、「そのプロジェクトを実施しない」という選択肢を含める。 - 具体的な環境保全・緩和策、モニタリング内容など IEE/EIA 支援レポートに含まれるべき項目を盛り込む。 - 環境保全・緩和策の事例集をガイドラインの別冊にして収録する。	融資機関が審査のために必要とする情報と JICA が実施する開発調査のあり方との間の整合性を検討する。
6. 開発調査案件検討段階も含め、各段階のチェック体制を整備する。	開発調査において環境配慮を確実に行うようにする。	- 相手国政府が影響を受ける住民 (NGO を含む) の意見をどのように把握しているかについての確認を行う。 - 環境への影響が重大であると予想される案件については調査全体をフェーズ 1 とフェーズ 2 の 2 段階に分け、フェーズ 1 の中で IEE 支援等を実施し、その結果に基づいてフェーズ 2 の実施を判断することを明確にする。	住民参加と情報公開により透明性を確保するとともに、JICA 職員や派遣専門家に限らず、コンサルタントの能力を向上する必要がある。

見直しの基本方針	ねらい	ガイドライン改定の具体的内容	検討すべき点
7. スコーピングの内容が適切なるものとなるようにする。	- 必要な環境調査項目の欠落と不必要な項目の採用を防ぐ。 - 当該案件の特性を活かした調査項目の選定が行われるようにする。	- 事前調査におけるスコーピングのために十分な時間と要因の配置を行うように努める。 - 住民等からの情報収集を行うように努める。 - 科学性・客観性の確保のために必要に応じて専門家等からの助言を活用する。 - ガイドラインの記載項目は、あくまで標準的な例であることを強調する。	調査費用が増大する。ただし、カテゴリー分けである程度軽減されうる。
8. ミティゲーションに係る事項を明確にするとともに、その内容が適切なものとなるようにする。	- ミティゲーションを適切に検討する。 - モニタリング（ミティゲーションの環境として）を適切に検討する。	- ミティゲーションの検討にあつて以下の点を明確にする。 a) 環境への影響を回避・低減することが優先されること。 b) 事業を実施しない（ゼロ・オプション）という代替案を含めること。 c) モニタリング計画の検討・実施にあたつての留意事項。	我が国における環境影響評価法に係る基本的事項を踏まえる必要がある。
9. 対象調査案件の事業と地域の特성에応じて、環境配慮団員の配置を強化するとともに環境配慮に係る現地の人材の活用を促進する。	- 必要十分な環境配慮調査が実施できるようにする。 - 環境配慮団員の意見が十分に反映されるようにする。	- 必要に応じて、自然環境、社会環境それぞれに団員を確保する。 - 環境調査の現地再委託を積極的に行い、現地の人材を活用する。 - 環境に重大な影響を及ぼすことが予想される案件については環境配慮団員をエンジンアライングチームとは別契約とすることも検討する。	- 調査費用が増大する。ただし、カテゴリー分けである程度軽減されうる。 - 環境配慮団員は、現地コンサルタント等との交渉や彼らの作業管理が十分に行える能力を有する必要がある。 - 大規模開発案件の場合、案件採択時の議論が重要である。

見直しの基本方針	ねらい	ガイドライン改定の具体的内容	検討すべき点
10. NGOを含めた住民参加 (Public Participation) を促進する。	• 移転住民とのあつれきを防ぎ、長期的なコストを軽減する。	• 相手側が実施する計画段階の早い時期からの住民参加 (NGOを含む) の支援体制を整える。	• 相手国との合意と協力が必要である。
11. 環境配慮の教訓を新たな案件に反映させる。	• 環境配慮の質の向上をはかる。	• フォローアップ調査において環境配慮の教訓を導き出すようにする。	• 環境配慮に関する責任は第一義的に相手国側にある。従って、開発調査終了時においても相手国が環境に配慮するよう合意を得ることが必要である。

2 環境配慮概説部分の改定案

上記の具体的改定項目を盛り込んだ概説部分の改定案は以下の通りである。

現 行	改 定 案	理 由
第1章 環境配慮の概説 1. 1 基本的考え方 1988年に報告された国際協力事業団の「分野別（環境）援助研究会 報告書」においては、環境配慮とは「開発プロジェクトにより著しい環境インパクトが生じるかを調査し、その結果を評価し、必要に応じ、環境インパクトを回避または軽減するような対策を講じることである。」と定義している。この定義の前提となっているのは、開発援助は一時的な対応で終わらせてしまいうるものではなく、持続可能なものでなくてはならないという認識である。すなわち、環境配慮は開発の持続可能性を確保するためには必須の要件と考えられる。したがって開発途上国において我が国が協力する開発プロジェクトの実施にあたっては、バランスのとれた開発が進められるよう、長期的視野を持って開発計画のできるだけ早い段階から十分な環境配慮の検討が行わなければならない。 開発途上国のプロジェクトは、開発途上国政府の意思により、開発途上国の国土において行われることから、当該国の環境配慮に関する法・指針・措置等を遵守する必要がある。	(変更なし) 開発途上国のプロジェクトは、開発途上国政府の意思により、開発途上国の国土において行われることから、当該国の環境配慮に関する法・指針・措置等を遵守する必要がある。環境影響評価（環境アセスメント）は、こうした環	環境配慮の大原則を述べている部分であり、変更の必要性は認められない。 見直しの基本方針1により下線部を追加した。

現 行	改 定 案	理 由
しかし、一方ではこのような法制度が無い場合や、あるいは有っても必ずしも適切に運用されない場合等、国によって、環境配慮のための政策、体制が異なっているのも事実である。環境配慮を行う場合には、上記認識を踏まえながらも開発途上国側の政策、実施体制等を勘案し、先方関係諸機関の問題意識を把握した上で、先方と十分な協議を重ねていくといった柔軟な対応が求められる。 すなわち、JICA における環境配慮の位置づけとしては、相手国の意向にもとづき、住民の生活の向上のための持続的な環境との調和に役立てることを基本方針とする。 環境配慮が十分になされず、たとえば開発プ	環境配慮をより適切に行うにあたって必要不可欠なものである。環境アセスメントについては、事業実施者自らがその事業計画の熟度を高めていく過程において、関係機関や住民等に対して広く情報を公開し、当該主体からの意見聴取を行いつつ事業による環境影響について調査、評価するとともに、当該影響を回避・低減するための方策（事業を実施しないといったものも加えた幅広い代替案を含む）を検討するものとされている。JICA は、こうした開発途上国の事業実施主体の責任で行われる環境アセスメントが適切に実施されるよう、戦略的環境アセスメント（SEA）に係る世界の流れを考慮しつつ、計画の早い段階から支援していくものとする。 開発途上国において、実際に環境配慮を検討する際には、法制度の整備状況やその運用状況・体制が様々であることから、当該国の環境配慮に係る状況・体制を勘案しつつ先方関係諸機関の問題意識を把握した上で、先方と十分な協議を重ねていくといった柔軟な対応が求められる。 (変更なし) 環境配慮が十分になされず、たとえば開発プ	下線部書き換え。開発途上国の環境配慮の状況への対応について、より積極的な書き方に修正した。 技術協力や環境配慮の大原則を述べている部分であり、変更の必要性は認められない。

現 行	改 定 案	理 由
プロジェクトを実施する際に、周辺の自然資源の管理に注意を払わなかった場合には、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなるといふケースが起り得る。また、そのために住民の生活、生存の基盤が不当に脅かされるという事態を招く恐れも考えられる。したがって、開発プロジェクトと周辺の自然資源、住民生活・生存基盤とのバランスを考え、開発が持続可能となるように配慮することが必要である。	プロジェクトを実施する際に、予想される周辺の自然環境、生態系、社会環境への影響に注意を払わなかった場合には、開発そのものの基盤が損なわれ、開発が持続できなくなるといふケースが起り得る。また、そのために住民の生活、生存の基盤が不当に脅かされるという事態を招く恐れも考えられる。したがって、開発プロジェクトの便益と周辺の自然環境、生態系、社会環境への影響とのバランスを考え、開発が持続可能となるように配慮することが必要である。	下線部変更・追加。記述を詳しくした。
本ガイドラインでは、事前調査段階において、調査対象プロジェクトが計画地及びその周辺の環境に与えるマイナスイメージを対するスクリーニング、スコピングについて述べられている。	本ガイドラインでは、事前調査段階において、調査対象プロジェクトが計画地及びその周辺の環境に与えるプラスとマイナスイメージを実施するスクリーニング、スコピングに加えて、業務指示書の作成その他における留意事項、環境影響を回避・低減するための方策（ミティゲーション）の検討等環境支援調査に関する留意事項、さらに環境配慮の強化に向けてIICAが取り組む体制の整備や情報の公開について述べられている。	下線部追加。適切な代替案の検討を可能にする。
図1-1に参考として、DACの資料をもとにしたプロジェクトサイクルにおける環境配慮の流れを示した。1つのプロジェクトは、その案件発掘、形成から始まり、各段階において環境予備調査、初期環境調査、環境影響調査、環境保全対策の策定等の環境配慮を経て、事業の実施に伴う環境モニタリングの実行によって、持続可能な開発につながっていく。なお、ここ	図1-2に参考として、戦略的環境アセスメントと事業の段階における位置付けを示した。戦略的環境アセスメント（SEA）は、政府が行う各種の政策立案、計画策定（地域開発計画や産業セクター計画を含む）等について実施される環境アセスメントである。SEAの利点として、構想の初期段階から環境に望ましい決定とは何かを追求し、環境保全の観点から抜本的な検	下線部追加。今回の改定の内容を事項以降に盛り込むため。 見直しの基本方針1による。

現 行	改 定 案	理 由
という環境管理とは、当該プロジェクトによって引き起こされる環境問題に対応するモニタリング等に限るものを意味する。	討を加えることができることがあげられる。さらに、SEA によって事業アセスメントでは捉えられない複数の事業が並行して行われる場合の累積的影響の評価が可能となる。	
また、表 1-1 と表 1-2 にはプロジェクトの実施段階と、環境配慮の段階とを対応させ、その時間的流れが把握できるように示した。プロジェクトは、環境調査とその結果に基づく影響評価が行われ、保全対策検討された後、モニタリングへと移る流れがみてとれる。	また、表 1-1 と図 1-2 にはプロジェクトの実施段階と、環境配慮の段階とを対応させ、その時間的流れが把握できるように示した。プロジェクトは、環境調査とその結果に基づく環境評価が行われ、保全対策が検討された後、モニタリングへと移る流れがみてとれる。	下線部変更。表 1-2 を図に書き換えるため。ただし、資料の解説には変更はない。
図 1-1 プロジェクトサイクルにおける環境配慮の流れ	図 1-1 戦略的環境アセスメントと事業の段階における位置付け (戦略的環境アセスメントを解説したものと差し替え。別紙参照。)	本文の変更に伴う図の差し替え。
表 1-1 プロジェクトと環境配慮の各段階の対応	(初期環境調査(評価)と環境アセスメントの実施主体を事業実施機関とし、JICA はその支援業務とした。また、住民等の意向把握確認、住民参加体制確認、住民等への情報公開確認を加えた。別紙参照。)	見直しの基本方針 1, 6, 10 による。
表 1-2 JICA の開発調査業務への環境配慮の組み入れ	(全面的書き換え。別紙参照。)	見直しの基本方針 1-11 による。
(以下現行ガイドラインには記載なし)	1. 2 スケリーニング、スコーピングにおける注意点 (1) 住民等の意向把握 (予備的) スケリーニングにあたっては、影響を受ける住民 (NGO を含む) の意向を相手国政府がどのように把握するかについての確認	以下ガイドライン概説部分への全面的な追加となる。 見直しの基本方針 6 による。

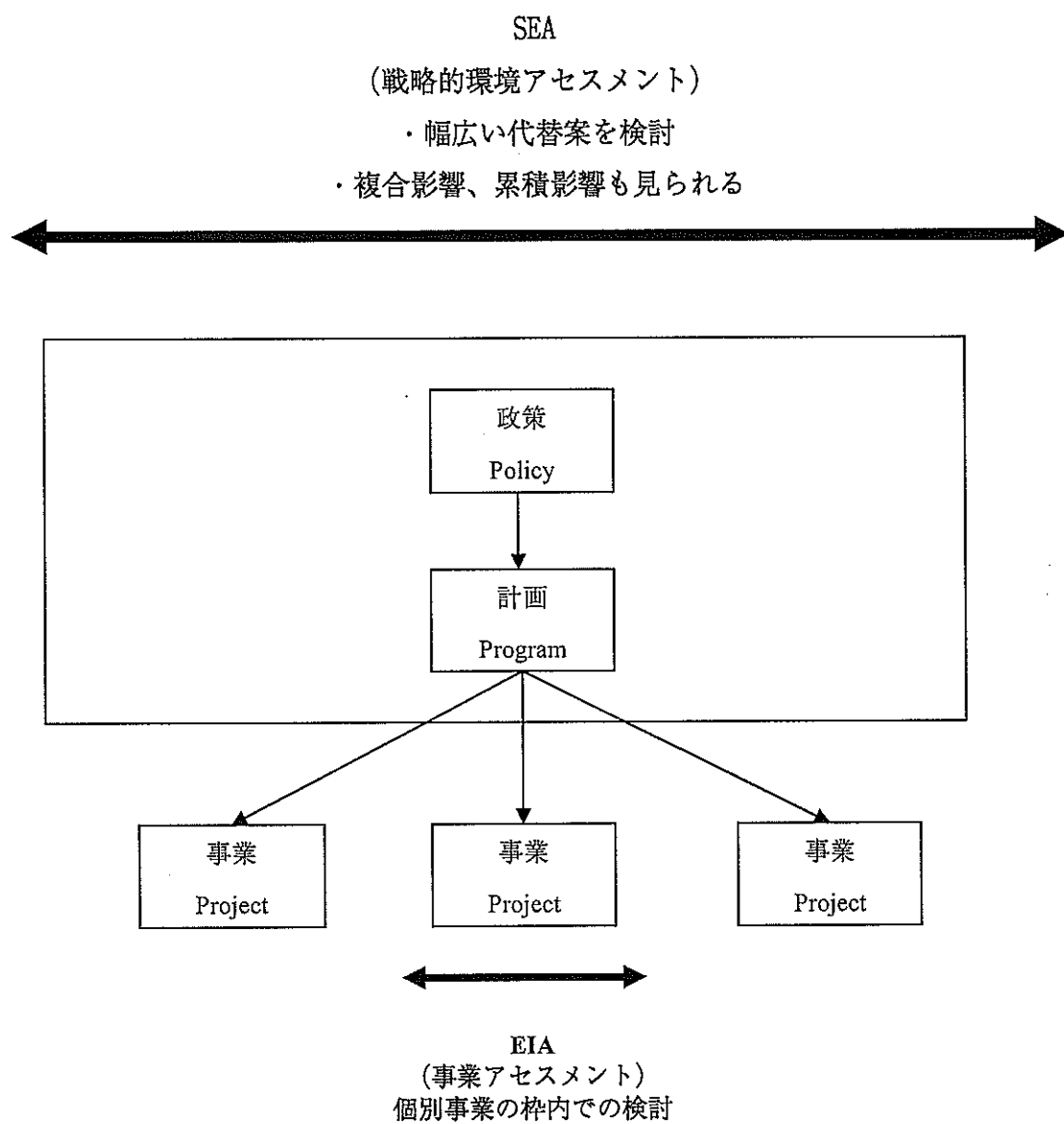
現 行	改 定 案	理 由
	を、プロジェクト概要 (PD) 及びプロジェクト立地環境 (SD) 等の活用により行う。IEE あるいは EIA が必要と判断されるにもかかわらず、意向の把握が十分に行われる見込みがないと認められる場合は、相手国政府にその実施を促し、結果の報告を求める。 (2) 住民参加への支援 相手国における住民参加 (NGO を含む) の体制が不十分であると判断される場合は、JICA は相手国と協議してその支援体制を整える。 (3) 住民等への情報公開 環境アセスメントの各段階で、影響を受ける住民 (NGO を含む) に対して彼らが意見を表明するために十分な情報が提供されるよう相手国と協議し、合意を得る。 (4) スコーピング 事前調査計画を立案する際には、相手国と事業実施機関と共同で実施するスコーピングのために十分な時間と団員の配置を行うよう努める。 スコーピングにあたっては、JICA 担当者は環境配慮担当者との間でガイドラインに記載されている調査項目は、あくまで標準的な例であることを説明し、現地の状況に応じて項目の追加・削除をカウンタパートの環境配慮担当者が住民等から情報収集・意見聴取を行いつつ判断することに関して支援を行う。また、調査項目の追加・削除または変更しなかった理由を事前報告書に具体的に記載する。なお、科学性	見直しの基本方針 10 による。 見直しの基本方針 3 による。 見直しの基本方針 7 及び 9 による。 見直しの基本方針 7 による。

現 行	改 定 案	理 由
	や客観性の確保のため、必要に応じて専門家から助言を得ることとする。 (5) 住民移転が予想される案件に係る注意事項 項 住民移転が予想される場合は、スクリーニング、スコーピング及びその後の開発調査プロセスを慎重に実施するものとするが、先方が主体となって実施する住民の意向把握、住民参加への支援及び住民等への情報公開については、特段の配慮を行う。 1. 3 業務指示書の作成における注意点 (1) 環境上重大な案件への対応 全体工程概要を決定する際には、開発調査が環境配慮の面から慎重に行われるようにするため、重大な環境への影響が予想されるプロジェクトなど調査案件の特性に応じて例えば調査全体をフェーズ分けし、プロジェクトの各段階での配慮を行うよう工夫を行う。 (2) 環境配慮団員の配置 環境配慮団員の配置に関しては、以下の点について十分考慮すること。 a. 特に環境配慮が重要と考えられる支援調査の場合には自然環境、社会環境それぞれに団員を確保する。 b. 環境に重大な影響を及ぼすことが予想される案件については環境配慮チームをエンジニアリングチームとは別契約とすることも検討する。 (3) 現地の人材の活用	見直しの基本方針 4 による。 見直しの基本方針の 6 による。 見直しの基本方針 9 による。 見直しの基本方針 9 による。

現 行	改 定 案	理 由
	環境調査の現地再委託を積極的に行い、現地の人材を活用する。 1. 4 環境支援調査における注意点 (1) 適切なミティゲーションの検討の確保相手国の責任で行う環境アセスメントにおいて、適切なミティゲーションが検討されるように調査団は以下の点に留意して支援を行う。 ミティゲーションの検討にあたっては、環境への影響を回避・低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じた措置を検討するものとする。実際のミティゲーションを検討する際には、以下の事項が明らかとなるようにする。 a) ミティゲーションの効果 b) ミティゲーションの実施に伴い生じる恐れのある環境影響 c) ミティゲーションを講ずるにもかかわらず存在する環境影響 d) ミティゲーションの内容、実施期間、実施主体、その他のミティゲーションの実施方法 また、ミティゲーションの検討にあたっては、事業を実施しない場合を含む幅広い代替案を比較検討するものとし、当該検討過程について明らかにできるよう整理しておく。 さらに、必要に応じて事業の実施段階（工事中及び供用後）に環境の状況を把握するためのモニタリング計画を検討する。先方実施機関がモニタリングを実施するにあたっては、その項	見直しの基本方針 8 による。

現 行	改 定 案	理 由
	目及び手法、実施主体及びモニタリング結果の公表に関する事項等を明らかにしておく。 (2) IEE 支援レポートの記載事項 IEE 支援レポート作成には以下の項目を含める。 a. 調査団が実施した支援調査の内容 b. 議論の本質が容易に把握できるとする要約 (2) EIA 支援レポートの記載事項 EIA 支援レポートには以下の項目を含める。 a) 相手国が実施した EIA の内容。なお、調査団は EIA に以下の項目を含むよう支援する： ・ プロジェクトの代替案の検討において、「そのプロジェクトを実施しない」という選択肢。 ・ 具体的な環境緩和策及びモニタリング計画並びにそれらの費用概算。 b) 調査団が実施した支援調査の内容 c) 議論の本質が容易に把握できるとする要約 1. 5 情報公開 (1) 環境配慮の基本方針 JICA における開発調査に係る環境配慮の基本方針については、インターネットを利用して積極的に情報公開を進める。 (3) IEE/EIA 支援レポート IEE/EIA 支援レポートは、相手国政府との合	見直しの基本方針 5 による。 この項のみ見直しの基本方針 2 による。 見直しの基本方針 5 による。 この項のみ見直しの基本方針 2 による。 見直しの基本方針 2 による。 見直しの基本方針 3 による。

現 行	改 定 案	理 由
	意に基づき、影響を受ける住民（NGOを含む）が容易に入手できる形で公開する。 1. 6 フォローアップ 環境配慮の成功や失敗の教訓を新たな案件に活かすため、フォローアップ調査を定期的の実施する。 1. 7 その他 (1) 本ガイドラインの見直し 環境配慮に関する国際的な動向に常に対応するため、本ガイドラインを定期的に見直し、必要があれば改定を行う。 (2) 環境保全・緩和策の事例 環境保全・緩和策策定の参考に資するため、本ガイドラインの別冊として環境保全・緩和策の事例を作成し、上記見直しの際により新しい事例を追加する。	見直しの基本方針 11 による。 見直しの基本方針 5 による。 見直しの基本方針 5 による。



(寺田達志著「わかりやすい環境アセスメント」図-11 (169 ページ) に基づいて作成)

図 1 - 1 戦略的環境アセスメントと事業の段階における位置付け

表1-1 プロジェクトと環境配慮の各段階の対応（下線部追加）

プロジェクト実施の各段階			環境配慮実施の各段階	
			JICAによる実施	事業実施機関による実施
JICAによる実施	国内における要請書の検討		住民参加プロセスの確認	住民参加プロセスの提示
			住民等の意向把握計画の確認	住民等の意向把握計画の提示
			住民等への情報公開プロセスの確認	住民等への情報公開プロセスの提示
	事前調査 Preparatory Study		環境予備調査 Preliminary Environmental Survey	環境予備調査への協力
本格調査	基本計画調査 Master Plan Study	実施可能性調査 Feasibility Study	初期環境調査（評価）への支援	初期環境調査（評価） Initial Environmental Examination(IEE)
	実施可能性調査 Feasibility Study		環境影響評価への支援	環境影響評価 Environmental Impact Assessment(EIA)
事業実施機関による実施	事業実施計画作成 （詳細設計を含む）			環境保全対策のチェック
	施工			環境保全対策の実施
	運営			環境モニタリング

- （注） 1. 各段階の対応は厳密なものではない。とくに、住民参加プロセス、住民等の意向把握計画、住民等への情報公開プロセスの確認は、国内における要請書の検討段階及び事前調査段階にまたがって実施される。
2. IEEあるいはEIAはプロジェクトによっては必要でない場合もある。
3. 実施計画書作成には環境保全対策のための施設及び工事の詳細設計を含む。

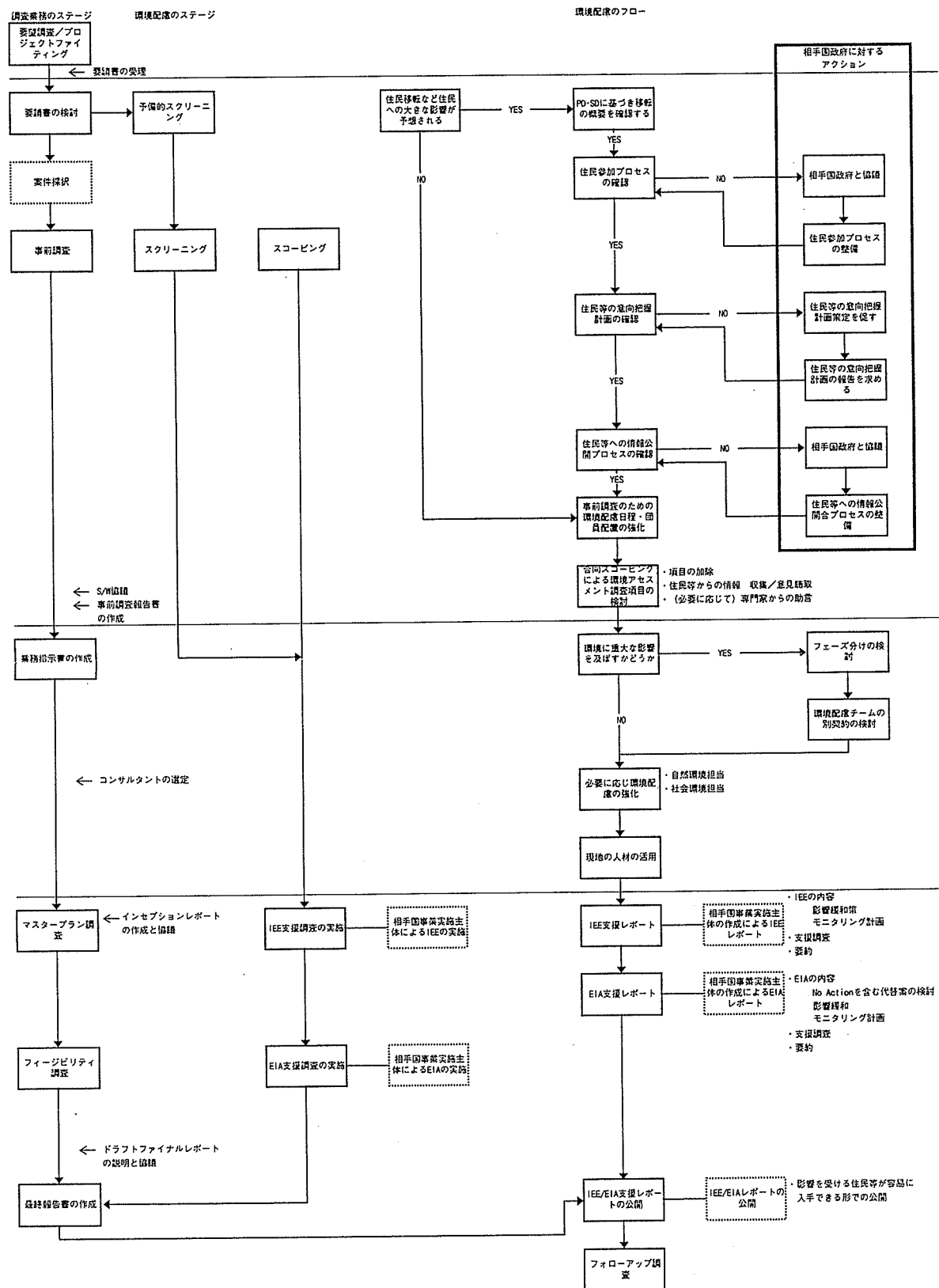


図1-2 JICAの開発調査業務への環境配慮の組み入れ

3. その他の具体的方策の提言

過去の JICA の開発調査の事例の問題点の分析及び他の国際融資期間や援助機関における環境配慮の現況調査の結果に基づき、環境配慮強化のために以下の方策を提言する。

(1) 研修制度の拡充

開発調査に関る人々の環境配慮に対する意識を高めるため、環境影響評価など環境配慮に関する研修制度を拡充し、JICA 職員や派遣専門家については定期的に参加できるようにする。JICA が設ける研修制度は、広く外部にも開放し、環境配慮団員となるコンサルタントにも参加を促す。また、技術協力の一環として、環境影響評価のための研修コースもより実践的なものとする。なお、開発途上国における環境配慮への理解を深める方法として、例えば上記研修コースにおいて JICA 職員、派遣専門家、コンサルタントが開発途上国研修員と共同で学習できる場を設定することも考えられる。

(2) JICA における環境配慮のための組織整備

JICA 全体の環境配慮を総括する組織を拡充し、環境配慮内容の一貫性と影響力を高める。また、個々の開発調査案件を担当する部内に環境配慮担当者を置き、日常の業務の中で、要請される案件に対してきめ細かな環境配慮が行われるようにする。

環境配慮を担当する職員に対しては上記(1)による研修の他に、より専門的な知識を得るための研修を実施する(世銀などの国際機関での研修も含む)。なお、環境影響評価内容の検討にはある程度の経験も必要であることから、環境配慮を担当する職員については、十分な経験が得られるよう人事ローテーションにおいても考慮する。

(3) 開発調査案件の環境配慮のためのチェック体制の整備

開発調査が環境配慮の面から慎重に行われるようにするため、開発調査の案件形成から採択、実施までの各段階でのチェック体制を整備する。なお、チェックのために案件を議論する場においては、議論が形式的なものにならず、その案件が本当に必要なものかどうかの議論が行われるようにしなければならない。